

共通入札説明書(物品) (紙入札用)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約において、電子入札システムを利用しない入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

公告に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

公告に記載のとおり

3 一般競争入札参加資格の審査及び通知

(1) 当該調達の入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、公告に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければなりません。書類の様式については、神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」からダウンロードしてください。

（ダウンロードできない者には神戸市行財政局契約監理課で、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。）

(2) 申請者は、公告に掲げる書類を提出してください。

(3) 証明書等提出期間

公告に定めます。

(4) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(5) 提出された書類は、返却しません。

(6) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は公告に掲げる日時に郵送により「入札参加資格審査通知書」を発送しますので、その内容を確認し、保存してください。

(7) 入札参加資格がないと認定された者には、(6)の通知書にその理由を付します。

(8) (7)の理由を付した(6)の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。

(9) (8)により説明の請求を行う場合は、書面によってください。

(10) (8)による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日から7日以内に書面により回答します。

4 仕様書等に関する質疑回答

(1) 申請者は、仕様書等に関する質疑がある場合は、公告に掲げる提出期限内に、電子メール（nyusatu-buppin@city.kobe.lg.jp）で所定の様式に記入の上、提出してください。提出後、本市より電子メールにて受領確認メールを送信しますので、受領確認メールが届かない場合は、公告に掲げる提出期限の締切時間までにお問い合わせください。問い合わせのない場合は、期限後の受け付けには応じられませんので、ご注意ください。

(2) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類は、返却しません。

(4) 回答は、「入札参加資格審査通知書」の発行後、神戸市電子入札サイトで掲載します。

5 入札の方法等

(1) 入札書の提出期間

公告に定めます。

(2) 入札書の提出方法

(ア) 持参又は郵送すること。

(イ) 郵送による入札については、入札書を件名を記載した封書に入れ封緘し、さらに別の封筒に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、書留郵便で送付してください。

(ウ) 公告に定める日時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局総務課に到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

公告に定めます。

(4) 入札保証金

公告に定めます。

(5) 開札方法等

(ア) 開札には、立ち会う必要はありません。

(イ) 再入札は1回のみ行います。なお、1回目の入札で無効になった場合、再入札に参加することはできません。

(ウ) 入札に当たっての交渉はしません。

(エ) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(オ) 開札に当たっては、神戸市行財政局契約監理課の職員が立ち会います。

(6) 開札結果の確認

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を神戸市行財政局契約監理課で閲覧してください。なお、開札は開札予定日時から行いますが、他の案件の開札状況により、時間がかかる場合があります。

(ア) 落札者がある場合 「落札通知書」

(イ) 開札後に調査等を行うため保留する場合 「保留通知書」

(ウ) 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

(エ) 再入札の場合 「再入札通知書」

再入札書は、開札結果発表後、神戸市行財政局契約監理課で交付します。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) この入札に参加する複数の者（組合や共同企業体にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(7) 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合や共同企業体とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(7)又は

(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

7 落札者の決定の方法

公告に定めます。

8 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水規程第9号。以下「水道局規程」

という。) 21 条及び神戸市交通局契約規程(昭和 51 年 8 月交規程第 15 号。以下「交通局規程」という。) 24 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

- 9 神戸市契約規則、神戸市物品売買契約約款、神戸市物品賃貸借契約約款、神戸市製造その他請負契約約款、水道局規程、神戸市(水道局)物品売買契約約款、神戸市(水道局)物品賃貸借契約約款、神戸市(水道局)製造その他請負契約約款、交通局規程、神戸市交通局物品売買契約約款、神戸市交通局物品賃貸借契約約款及び神戸市交通局製造その他請負契約約款の閲覧
神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) からダウンロードしてください。また、神戸市行財政局契約監理課においても閲覧することができます。

10 契約等に係る事項

- (1) 落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。
- (2) なお、電子契約システムを活用した契約締結が可能です。落札した場合に電子契約を希望する場合は、落札決定日中に電子メール (nyusatu-buppin@city.kobe.lg.jp) にて電子契約システム利用確認書を提出してください。
- (3) 落札決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとします。
- (ア) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

11 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 談合その他の不正行為に対する措置

申請者が契約相手方となった場合において、神戸市物品売買契約約款第 21 条第 1 項各号、神戸市物品賃貸借契約約款 20 条第 1 項各号及び神戸市製造その他請負契約約款第 34 条第 1 項各号、神戸市(水道局)物品売買契約約款第 21 条第 1 項各号、神戸市(水道局)物品賃貸借契約約款第 20 条第 1 項各号、神戸市(水道局)製造その他請負契約約款第 34 条第 1 項各号、神戸市(交通局)物品売買契約約款第 21 条第 1 項各号、神戸市(交通局)物品賃貸借契約約款第 20 条第 1 項各号及び神戸市(交通局)製造その他請負契約約款第 34 条第 1 項各号のいずれかに定める事由に該当した場合は、市長(水道局の契約の場合は水道事業管理者、交通局の契約の場合は交通事業管理者)は、同条の規定に基づき、申請者から違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。

13 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 公告に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、公告に掲げる日時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)無料で交付します。

- 15 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階
- 16 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 発注者が神戸市長の場合
前項と同じ
- (2) 発注者が神戸市水道事業管理者の場合
神戸市水道局経営企画課（電話番号 078 - 381 - 7853）
神戸市中央区橘通3丁目4番2号（郵便番号 650 - 0016）
神戸市水道局総合庁舎4階
- (3) 発注者が神戸市交通事業管理者の場合
神戸市交通局経営企画課（電話番号 078 - 984 - 0104）
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号 652 - 0855）
御崎Uビル3階
- (4) 発注者が(1)～(3)以外の場合
神戸市行財政局契約監理課にお問い合わせください。